

令和5年度伊豆市結婚新生活支援補助金

～新婚世帯の新生活を応援します～

補助金額：最大 **30** 万円（夫婦ともに 29 歳以下の場合、最大 **60** 万円）

【補助の対象世帯】

- 令和5年3月1日～令和6年3月31日に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- 婚姻届が受理された時点で、夫婦ともに 39 歳以下
- 夫婦の前年所得の合計額が 500 万円未満の世帯
 - ※貸与型の奨学金を返済している場合は、その年の返済額を差し引いた額を所得とする
- 過去にこの補助金、伊豆市勤労者住宅建設資金利子補給金、伊豆市空き家リフォーム補助金の交付を受けていないこと
- 申請時に、夫婦が申請に係る住宅に住所を有していること
- 補助金の交付を受けた日から1年以上、対象の住宅に定住する意思があること
- 市町村税、上下水道使用料、保育料等の滞納がないこと
- 暴力団員でないこと

【補助の対象経費】

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に支払った以下の費用が対象です

新居の住宅費 <住宅取得費用>	婚姻に伴う建物の購入費のみが対象です。 売買契約書、工事請負契約書等により契約内容を確認します。 ※婚姻前の住宅取得については、婚姻日から起算して1年以内に取得したものに限り ※住宅取得費用に付随して発生する以下の費用は補助対象外です。 土地購入代、住宅ローン手数料
新居の住宅費 <リフォーム費用>	婚姻に伴う住宅のリフォーム費用のうち、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が対象です。 工事請負契約書等により契約内容を確認します。 ※婚姻前に実施したリフォームについては、婚姻日から起算して1年以内に契約したものに限り ※リフォーム費用のうち、以下の費用は補助対象外です。 <ul style="list-style-type: none">・ 倉庫、車庫に係る工事費用・ 門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用・ エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用

<p>新居の住宅費 〈住宅賃借費用〉</p>	<p>婚姻に伴う住宅賃借に係る以下の費用が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃 ・ 敷金 ・ 礼金 ・ 共益費 ・ 仲介手数料 <p>※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当に相当する額を補助対象となる費用から控除します。</p> <p>勤務先が発行する住宅手当支給証明書や給与明細等により、手当支給額を確認させていただきます。</p> <p>※住宅賃借費用に付随して発生する以下の費用は、補助対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場代 ・ 物件の清掃代(入居前のクリーニング)、鍵交換代 ・ 更新手数料 ・ 光熱水費 ・ 設備購入代 ・ 火災保険料、家財保険料 ・ 契約一時金、保証金
<p>新居の引越費用</p>	<p>引越業者や運送業者を利用して行った、住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象です。</p> <p>※引越業者や運送業者発行の領収書により引越費用であることが確認できない費用は補助の対象外です。</p>

【申請期間】

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

【申請方法】

次ページの「申請手続きの流れ」をご覧ください、必要書類をそろえ、伊豆市地域づくり課（伊豆市役所地下1階）まで提出してください。申請に必要な様式は、伊豆市移住ホームページからダウンロードできるほか、地域づくり課でも配布しています。

申請される際は、事前にお電話かメールをいただきますとスムーズです。

伊豆市地域づくり課 TEL 0558-74-3066 E-mail izuyou@city.izu.shizuoka.jp



移住 HP

申請手続きの流れ

申請書類の提出

令和6年3月31日までに、下記書類をそろえて提出してください。

	書 類	チェック
※1	結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号または様式第1号の2）	
2	婚姻届受理証明書（婚姻届を提出した自治体にて取得）または婚姻後の戸籍謄本（本籍地にて取得）	
3	夫及び妻の前年所得に係る課税（所得）証明書 （対象年の1月1日時点で住民登録のある自治体にて取得、伊豆市に住民登録がある場合は不要）	
4	夫及び妻の最近1か年の市税の完納証明書または非課税証明書 （対象年の1月1日時点で住民登録のある自治体にて取得、伊豆市の場合は不要）	
※5	住宅の購入又は新築に係る契約書及び領収書または支払いが確認できる書類の写し（住宅を購入した場合）	
※6	住宅の賃貸借契約書及び領収書または支払いが確認できる書類の写し（住宅を賃借している場合）	
※7	夫及び妻の住宅手当支給証明書（様式第2号） （住宅を賃借している場合で、給与所得者である場合）	
8	貸与型奨学金の返済額がわかる書類（貸与型奨学金を返済している場合）	
※9	引越に係る領収書または支払いが確認できる書類の写し（引越に係る補助を申請する場合）	
※10	リフォームに係る契約書及び領収書または支払いが確認できる書類の写し（リフォーム費用にかかる補助を申請する場合）	
11	離職票の写し（離職をした場合に限る）	

※継続補助世帯に該当する方は、「※」の書類を揃えて申請してください。



(市) 交付決定兼確定通知書および請求書を送付



(申請者) 請求書に必要事項を記入し、地域づくり課へ提出



(市) 内容を確認し、請求された金額を申請者へ支払い